



5. 海外留学

東海学園大学留学制度について

1. 東海学園大学留学制度が適用される大学・研修機関

- アベリストゥイス大学（アベリストゥイス、英国）
- インサーチ・シドニー工科大学（シドニー、オーストラリア）
- モナッシュ大学（メルボルン、オーストラリア）
- サイモンフレーザー大学（バンクーバー、カナダ）
- クイーンズ大学（キングストン、カナダ）
- 国立台湾師範大学（台北、台湾）
- 東呉大学（台北、台湾）
- ※その他グループ型プログラム
- ※東呉大学については「6. 交換留学」参照

2. 留学対象学生・時期

- 短期留学：1/2/3年次の春休み/夏休み、及び4年次の夏休み
- 長期留学：2/3年次の春学期/秋学期、及び春・秋学期
- グループ型プログラム：1/2/3年次の春休み/夏休み、及び4年次の夏休み
 - ※4年次は長期留学を原則として認めない。
 - ※特別入学者選抜により入学した学生のうち海外帰国生徒または外国人留学生には原則として留学を認めない。
 - ※修業年限満了時の卒業判定で卒業要件不足と判定された学生には留学を認めない。

3. 留学の許可

国際交流委員会が選考を行い、許可する（東呉大学は経営学部）。

4. 留学の単位認定

- ・留学できる期間は通算1年までとする。
- ・留学の認定単位数は留学先の授業と授業時間外の学修時間数による（別表参照）。授業期間に Break Week（休校期間）は含まない。
- ・留学で単位認定できる科目は別に定め、成績評価は「認定」とする。
- ・留学における合計認定単位数は最大 49 単位とする。
- ・留学で認定される単位は卒業要件に含まれる。
- ・留学による単位認定は国際交流委員会が原案を作成する（東呉大学は経営学部）。留学先の成績が合格点に達しない場合や欠席回数が多い場合は、認定単位数を減じることがある。
- ・編入生は留学しても単位は認定されない。
- ・忌引き以外の理由で留学者が途中帰国した場合、認定単位数を減じる。忌引きの日数は国内の日数に4日追加される。

(別表) 留学による認定単位数

提携大学・研修機関	種別	留学先 学修期間	最大認定 単位数
アベリストゥイス大学	短期	2週	2単位
		4週	4単位
		6週	6単位
	長期	12週	12単位
インサーチ・シドニー工科大学	短期	5週	5単位
	長期	20週	20単位
モナッシュ大学	短期	5週	5単位
	長期	10週	10単位
		15週	15単位
		20週	20単位
サイモンフレーザー大学	短期	4週	4単位
	長期	16週	16単位
クイーンズ大学	短期	3週	3単位
		4週	4単位
	長期	12週	12単位
国立台湾師範大学	短期	3週	3単位
	長期	13週	12単位
東呉大学	長期	半期	20単位
		1年	40単位

※研修機関は変更になる場合もあります。

※グループ型プログラムについては、留学先により学修期間・単位数が異なります。

5. 留学年度の年間履修登録単位数制限

長期留学する場合、1年間に履修登録できる単位数には、留学により認定される単位数が含まれる。

6. 交換留学

提携大学：東呉大学（台湾）

留学対象学生・時期：経営学部2/3年次の春学期/秋学期、及び春・秋学期

留学の許可：経営学部が選考を行う。

留学の単位認定：経営学部が行う。（上記「4」参照）

留学年度の年間履修登録単位数制限：上記「5」に記載。

※留学期間における総合演習については、履修登録するものとし、ゼミ担当教員により個別に遠隔指導を行い、成績評価をする。

東海学園大学留学プログラム奨学生規程：第4条のみ適用する。

7. 東海学園大学外国留学規程

(目的)

第1条 本規程は、東海学園大学学則（以下「学則」という。）第37条第4項の規定に基づき、本学の学生が外国の大学・研修機関に留学する場合の取り扱いを定める。

(外国の大学・研修機関の定義)

第2条 本規程でいう外国の大学・研修機関とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、またはこれに相当する研修機関をいう。

(留学の定義)

第3条 本規程でいう留学とは、本学の許可を受けた外国の大学・研修機関において、修学に必要な特定の授業科目を履修し、単位取得することをいう。

(留学の種別)

第4条 本規程でいう留学の種別は、以下の3種類とする。但し、これらの留学に関する必要事項は、別に定めるものとする。

- (1) 本学と外国の大学との留学生交換（正規課程の交換留学及び短期交換留学）に関する覚書に基づき、本学が派遣する留学を「交換留学」という。
- (2) 本学と外国の大学との留学生派遣に関する覚書に基づき、本学が派遣する留学を「派遣留学」という。
- (3) 上記以外で本学が留学として認定したグループ型プログラムを「認定留学」という。

2 前項各号以外の留学の取り扱いについては、本規程を準用する。

(留学の資格)

第5条 留学することができる者は、留学目的が適切で学業、人物ともに優秀と認められる者に限り認めるものとする。

(事前指導)

第6条 留学を希望する者に対しては、留学先の大学等の履修すべき授業科目・単位数等について、所属学部・学科の教員または国際交流委員会が事前に適切な指導をする。

(留学の手続)

第7条 留学を希望する者は、留学の種別に応じ、所定の期間内に、必要事項を記載した書類を国際交流委員会に提出するものとする。

2 提出書類は次のとおりとする。但し、留学の種別に応じて、提出に必要な書類は別に定める。

- (1) 留学プログラム参加申込書（本学所定のもの）
- (2) 誓約書（本学所定のもの）
- (3) 振替単位を希望する科目・単位を示す書類
- (4) その他本学が必要と認めた書類

(審査)

第8条 留学を希望する者には、国際交流委員会が留学の種別に応じて、審査を行う。

(留学の許可)

第9条 留学の許可は、国際交流委員会の議を経て、学長が行う。

(留学期間)

第10条 留学期間は、通算1年までとする。

(留学期間中の学費)

第11条 留学中の学納金は、本学に全額納入するものとする。

2 留学先の大学等の学費は自己負担とする。但し、覚書等に基づき免除される場合はこの限りではない。

(単位の振替認定)

第12条 留学期間中に留学先の大学で取得した単位については、本学の卒業の要件となる単位に振替認定することができる。

2 卒業の要件となる単位として振替認定を希望する者は、次の書類を教務課に提出するものとする。

- (1) 留学単位認定申請書（本学所定のもの）

- (2) 留学先の大学が作成した成績評価基準を証明する書類
- (3) その他本学が必要と認める書類

3 留学の種別に応じて、提出に必要な書類は別に定める。

4 単位の振替認定については、外国留学で取得した単位の認定に関する規程による。

(その他)

第13条 学長は、留学決定後出発までの期間及び留学の期間中、次の各号のいずれかに該当する場合は、国際交流委員会の議を経て、留学を取り消すことができる。

- (1) 学生査証が認められない場合
- (2) 留学の内容が届け出なく変更された場合
- (3) 提出書類に虚偽の申請があった場合
- (4) その他、本学の学生としてふさわしくない行為があった場合

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

8. 東海学園大学留学プログラム奨学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学が指定する外国の大学・研修機関への留学を支援し、国際交流を通じた教育推進のために奨学金制度を設けるものとし、その執行に必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程は、本学の留学プログラムに参加・修了する者を対象とする。

(一学期間の長期留学)

第3条 一学期間に長期留学する者については、留学期間に該当する学期の学納金納付完了後、30万円を支給する。

2 長期留学する者については、英語検定試験の結果により別表に示す奨学金を帰国後半年以内に加算支給する。但し英語検定の成績は、帰国後半年以内のものを対象とする。

3 前第2項の規定にかかわらず留学先での授業出席状況、成績、素行等が芳しくない場合、英語検定の成績が別表に示すような基準に合致しても、奨学金の全額もしくは一部を支給しない場合がある。

(短期留学)

第4条 短期留学する者で、留学出発前の定められた期日までに TOEIC 450 点以上のスコアを確認した者については、留学帰国確認後、各学期上位 10 名程度に 10 万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず留学先での授業出席状況、成績、素行等が芳しくない場合、奨学金を支給しない場合がある。

(運用)

第5条 この規程の運用は、国際交流委員会が行うものとする。

(事務)

第6条 奨学生に関する事務は、教務課及び学生支援課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、国際交流委員会及び大学評議会の議を経て、学長が行うものとする。

(別表)

TOEFL iBT スコア	加算支給額
45 点	300,000 円
61 点	500,000 円
79 点	600,000 円
100 点	700,000 円

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。